

***** 予防接種 償還払い制度について *****

市が実施する予防接種は、市が指定する医療機関で受けることになっていますが、事情により指定する医療機関で受けられない場合に、接種費用を助成する制度を設けています。

■対象となる予防接種

●子どもの予防接種

四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん混合、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、B型肝炎、ロタ

●高齢者の予防接種

高齢者インフルエンザ（65歳以上）（60歳～64歳で心臓や腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方）

高齢者肺炎球菌予防接種（本年度定期接種対象者）

■手続きから振込みまで

●予防接種を受ける前に

1. 申請者は「実施依頼交付申請書」（様式1号）を市に提出します。
2. 市では「実施依頼交付申請書」（様式1号）受理後、申請者に「予防接種実施依頼書」（様式2）を交付します。（交付まで1週間程度かかりますので、申請は早めをお願いします。）
3. 申請者は、市から「予防接種実施依頼書」（様式2）が届いてから、接種を希望する医療機関に「予防接種実施依頼書」（様式2）を提出し、接種を受けます。

●予防接種を受けた後に

1. 申請者は接種費用の全額を医療機関に支払います。
2. 申請者は「予防接種費償還払申請書」（様式第3号）に、下記の書類を添付し、市に提出します。
 - （1）医療機関が発行した予防接種費用の領収書
 - （2）医療機関が発行した予防接種済証、実施医療機関において予防接種名、予防接種を受けた日の記載がある母子健康手帳の写し、または予診票の写しのうちいずれか一つ
 - （3）振込先の金融機関の通帳の写し
3. 申請は接種を受けた日から1年以内に行ってください。

●市から申請者へ

市では申請内容を審査のうえ、適否を通知します。適した場合、費用は指定した金融機関の口座に振り込みされます。※償還払いの金額については、裏面をご覧ください。